

55 : 西桂町	施 設 名
	03 : 新高区

JWWA-GLP046
水道GLP認定

注 残留塩素の測定値は、依頼者の測定による値です。 未 - 未満です。

青： 適合範囲内であるが、基準値の1／5を超える結果 緑： 適合範囲内であるが、基準値の1／10を超える結果 (定期9項目検査は対象外) 赤： 基準に適合しない結果

*: 水道GLP認定項目 (浄水に限る)

水道法による厚生労働大臣登録検査機関 〒400-0043
甲府市国母6丁目5番1号 055(228)1830
社団法人 山梨県食品衛生協会

水道法による厚生労働大臣登録検査機関

400-0043

甲府市国母6丁目5番1号 055(228)1830

社団法人 山梨県食品衛生協会